

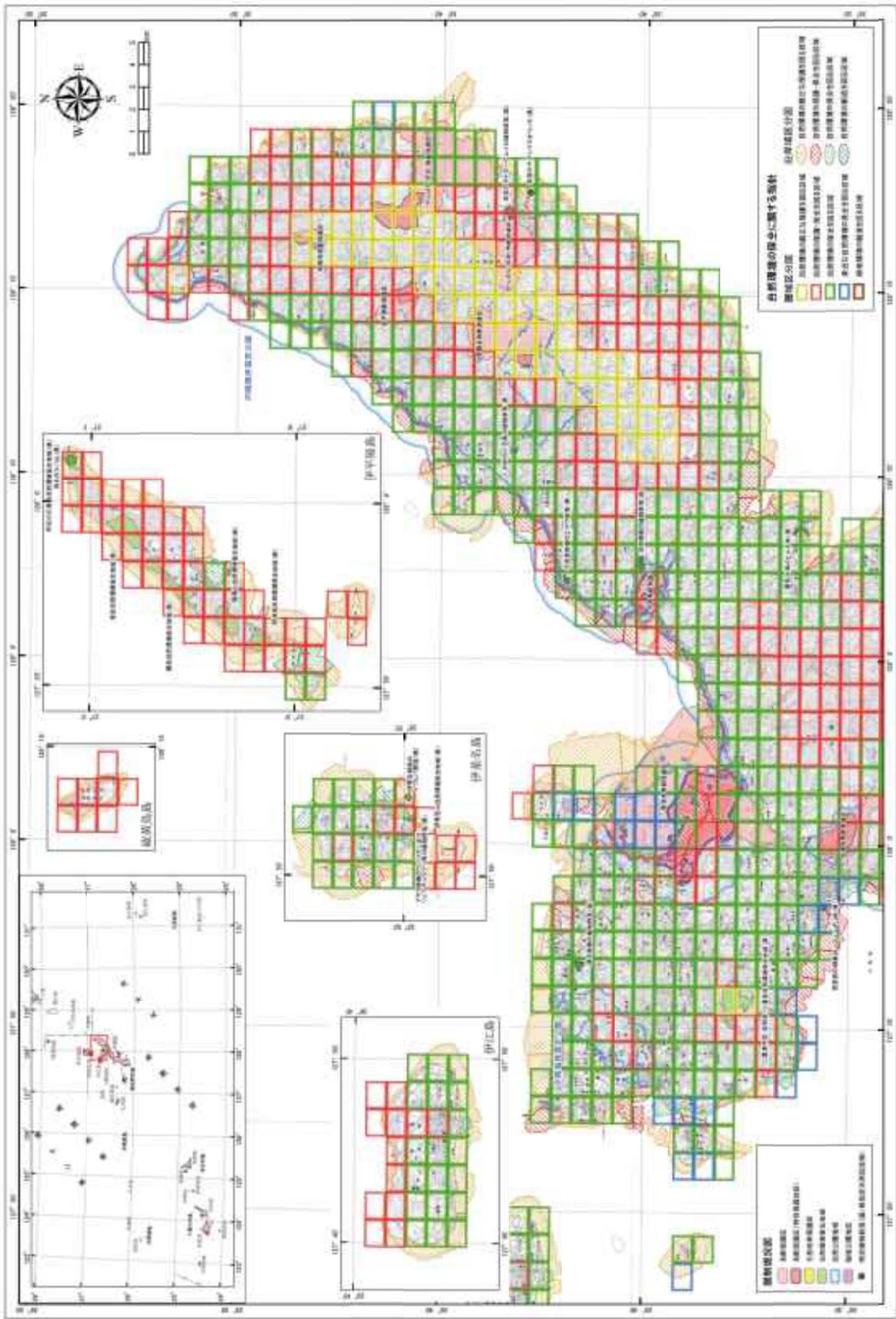
## ＜自然環境マップ＞

次ページ以降に示す自然環境マップは、自然環境保全の視点から自然環境の保全に関する指針、鳥獣保護区、生息地等保護区、自然環境保全地域、自然公園等を記載しています。

項目	内容
自然環境の保全に関する指針	沖縄県では地域毎に（沖縄島編、八重山編、宮古・久米島編、周辺離島編）陸域・沿岸域について自然の特性及び現状等を評価し、自然環境の保全のあり方を示した指針を策定しました。本指針は、県土の良好な自然環境の保護の指標となるものです。
鳥獣保護区	鳥獣保護区とは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき野生の鳥類とほ乳類を保護する区域です。保護区は、森林鳥獣生息地、集団渡来地、集団繁殖地、誘致地区、特定鳥獣生息地に区分され、区域内では、狩猟鳥獣や狩猟期間であっても、すべての野生鳥獣の捕獲は禁止されています。さらに特別保護地区では工作物の設置、木竹の伐採、水面の埋め立て・干拓などに規制がかかります。
生息地等保護区	生息地等保護区とは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき国内希少野生動植物種の生息・生育環境を保全する区域のことです。生息地等保護区は、その中で特に重要な管理地区と、それ以外の監視地区に区分されます。それぞれの地区内では、工作物の設置や木竹の伐採、土地の形状変更などに規制がかかります。
ラムサール条約	1971年にイランのラムサールで「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が取り決められ、この地名にちなんで「ラムサール条約」と呼ばれています。 湿地とは、湿原、河川、湖沼、地下水系、海岸線、干潟、サンゴ礁、マングローブ林、ダムなどをいい、湿地は微生物や植物をはじめ貝類、カニ類、昆虫類、鳥類、ほ乳類など多くの生物を育みます。
自然環境保全地域	自然環境保全地域とは、すぐれた状態を維持している森林・海岸、特異な地形地質、野生動植物の自生地・生息地など、自然的・社会的条件からみて特に保全が必要な地区を自然環境保全法や沖縄県自然環境保全条例に基づいて指定するものです。指定地域では、工作物の新築や土地の造成などが規制されます。
自然公園	自然公園とは、すぐれた自然の風景地の保護と利用を目的に、自然公園法・条例に基づいて指定される公園のことです。自然公園には、日本の風景を代表する特に優れた自然の風景地で国が管理する国立公園、国立公園に準ずる自然の風景地で県が管理する国定公園、県立自然公園があります。自然公園内の各種行為については地種区分に応じて許可・届出制度がとられ、また、海域公園地区において造礁サンゴを食害するオニヒトデの駆除を行うなど、優れた自然環境の保護を図っています。 自然公園ではビジターセンターや園地・歩道が整備され、自然観察や野外レクリエーションなど、自然とふれあう場として重要な役割を果たしています。

自然環境マップ 1

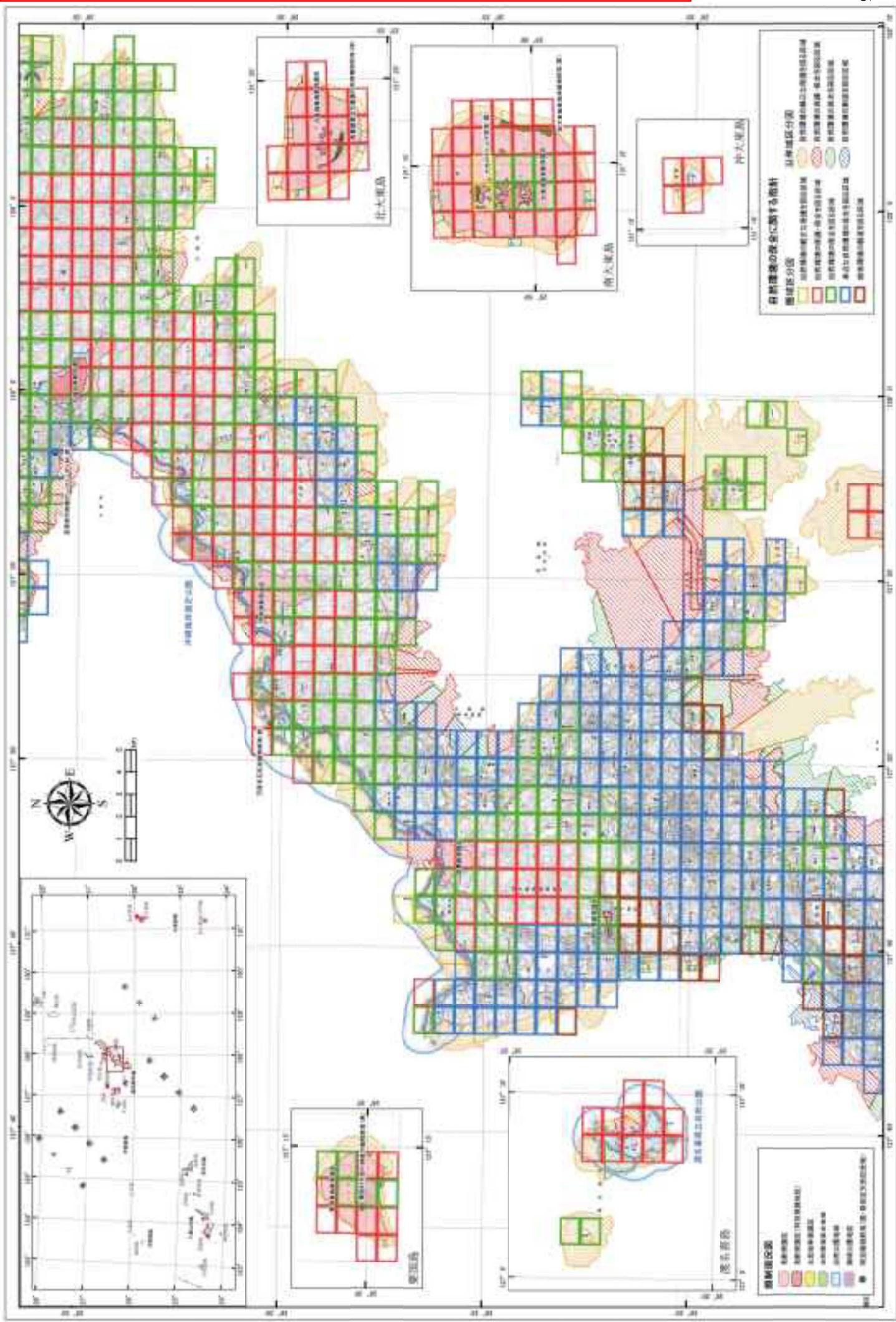
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000(地図画像)を複製したものである。(承認番号:平25情機、第56号)」





自然環境マップ 2

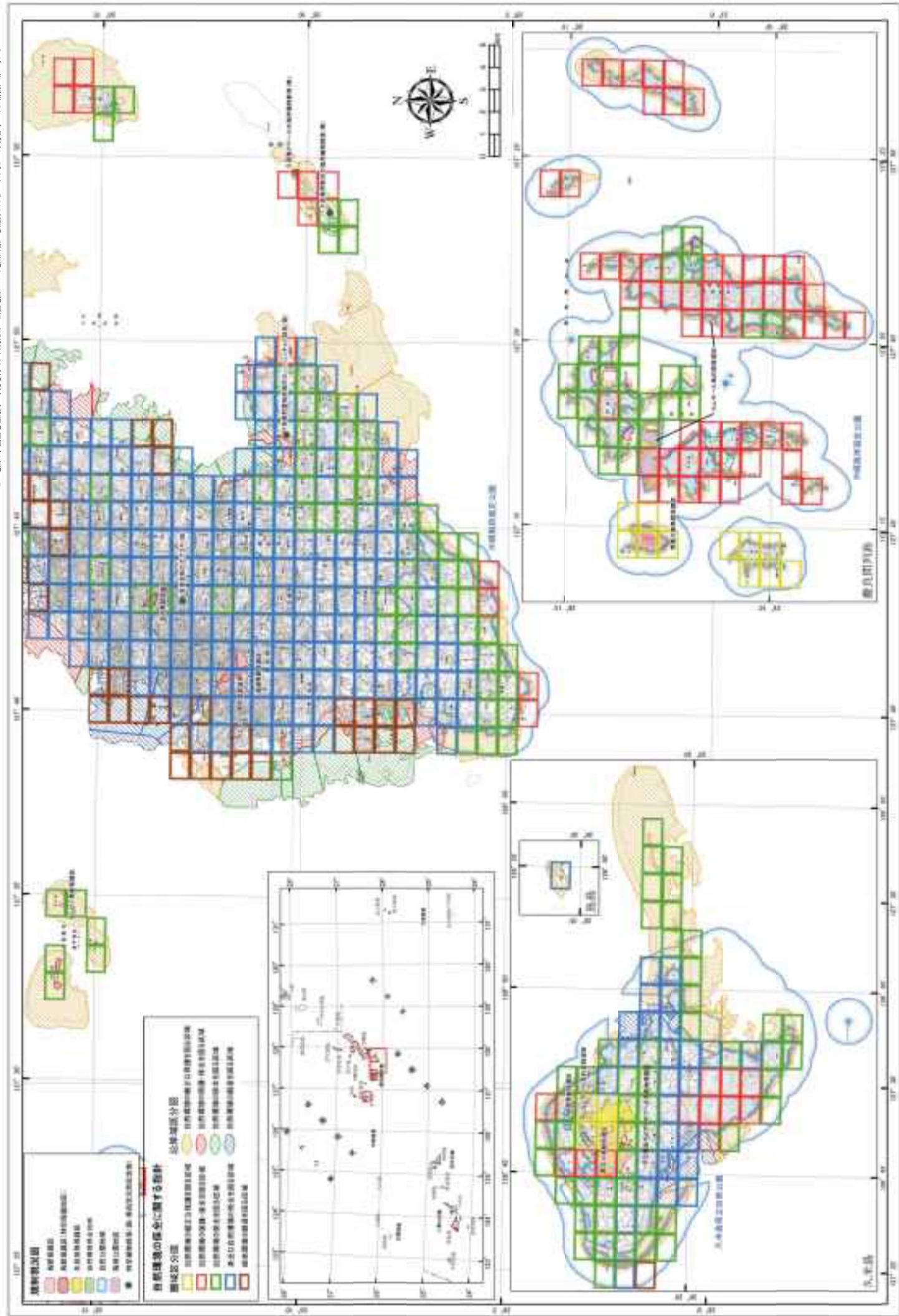
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平25情換、第56号)」





※このマップは、本「手引き」作成時点のものです。各担当部署にて最新のものをご確認ください。

自然環境マップ 3

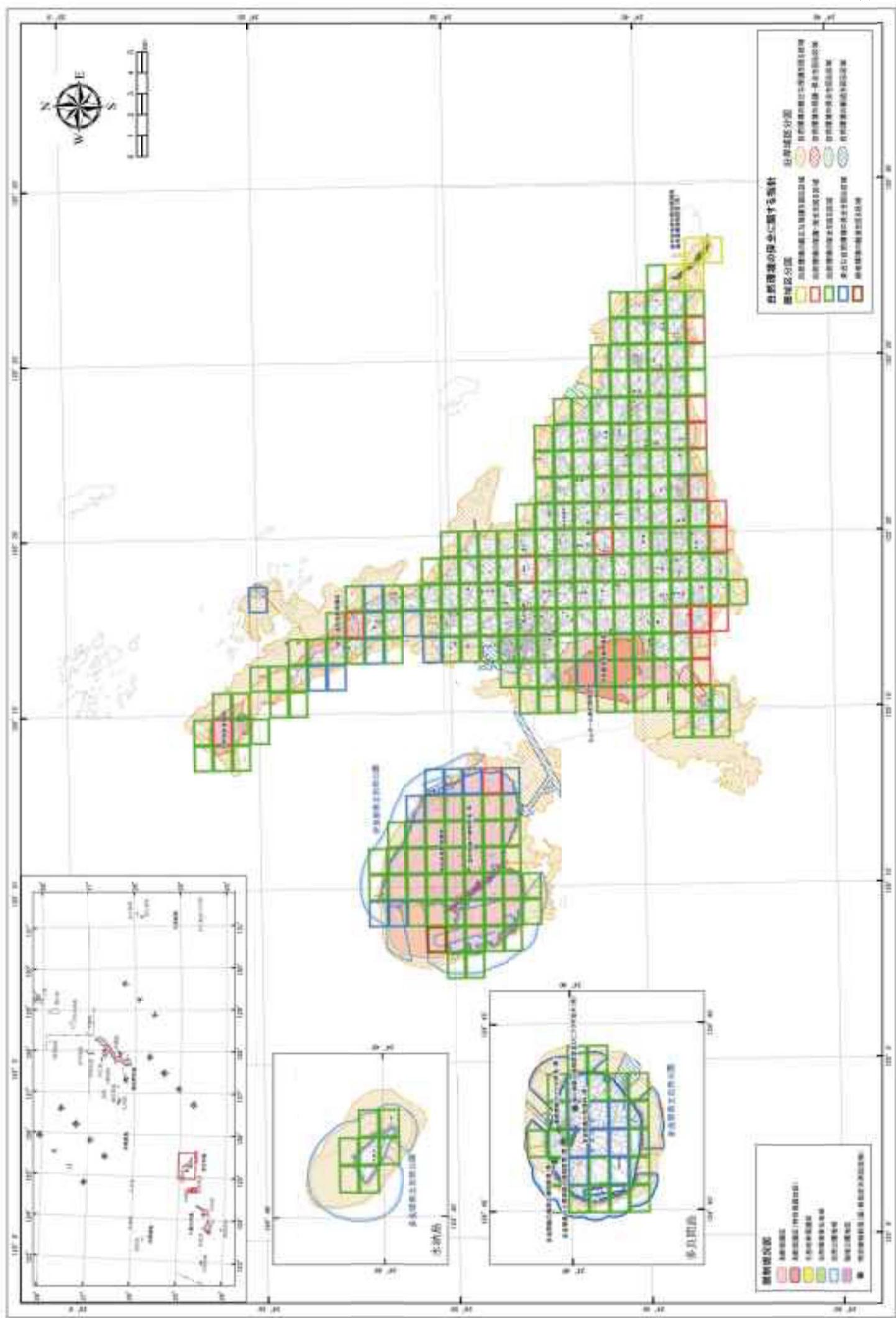




※このマップは、本「手引き」作成時点のものです。各担当部署にて最新のものをご確認ください。

自然環境マップ 4

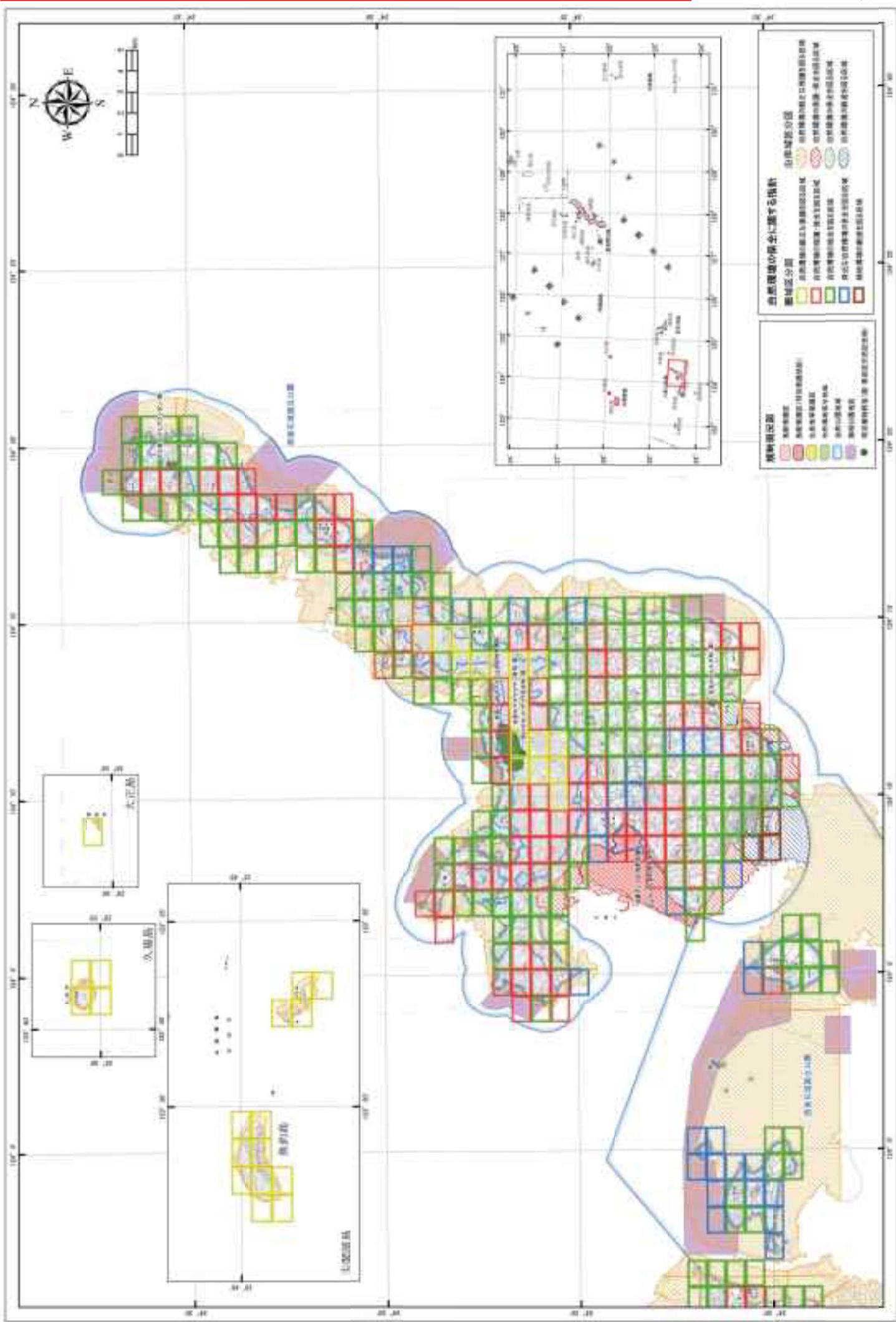
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000(地図画像)を複製したものである。(承認番号: 甲25情模、第56号)





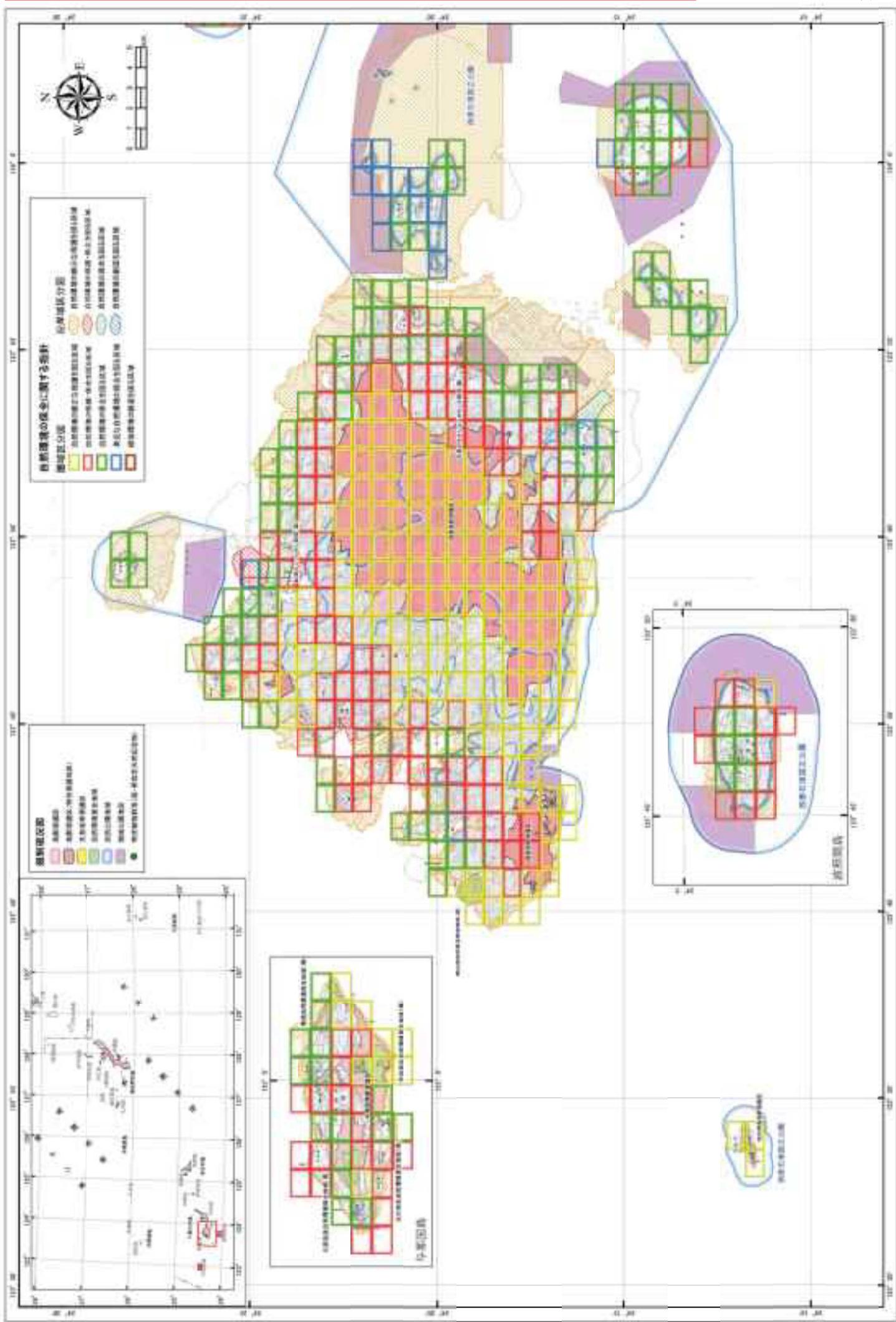
自然環境マップ 5

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図5000（地図画像）を複製したものである。（承認番号：平25情根、第56号）」





自然環境マップ 6





**保全利用協定の手引き 改定  
平成 25 年 3 月  
沖縄県環境生活部自然保護課**

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
Tel 098-866-2243 Fax 098-866-2240

メールの場合は HP 上からご連絡ください

沖縄県自然保護課

検索



<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/shizenhogo/index.html>